

盛岡市飲用井戸等衛生対策指導要領

(目的)

第1 この要領は、飲用に供する井戸等を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の設置者がこれら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることができるよう指導することを目的とする。

(指導主体)

第2 この要領に基づく指導は、盛岡市保健所（以下「保健所」という。）が環境部局と連携して実施するものとする。

井戸等の管理主体は、その施設を所有する設置者であり、行政機関はこの要領により井戸等の管理に係る指導や助言を行うものです。

(対象施設)

第3 この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（昭和32年法律第177号）における水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）における特定建築物、岩手県学校事業所等水道条例（昭和33年条例第25号）における学校事業所等水道、盛岡市水道事業給水条例（昭和35年3月30日条例第14号）における貯水槽水道の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等及びレジャー施設、キャンプ場等人の集まる施設や場所に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）
- (3) 水道事業の用に供する水道その他水道から供給を受ける水を水源とする受水槽を有する施設（以下「受水槽水道」という。）

この要領で対象とする施設については、水道法その他条例で規定される施設を除外し、それらの関係法令で規定されていない水道施設としています。

除外される「岩手県学校事業所等水道条例における学校事業所等水道」とは、1日100人を超える者（居住によらない）に飲用水を供給する施設のうち、専用水道等の水道法の適用を受けないものです。例えば、井戸等によるいわゆる自家水道で、1日100人を超える者に給水している学校、保育所、病院、旅館等であって、専用水道に該当しない規模の施設は、この要領ではなく、岩手県学校事業所等水道条例の対象施設となり、岩手県県央保健所が所管します。

除外される「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号により「水道事業の用に供する水

道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの」とされています。

この要領で対象とする「一般飲用井戸」とは、居住によらない100人以下の者に1日20m³以下の自家水（井戸水、湧水等）を給水する個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等を指します。

この要領で対象とする「業務用飲用井戸」とは、居住によらない100人以下の者に1日20m³以下の自家水（井戸水、湧水等）を給水する官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等及びレジャー施設、キャンプ場等の施設を指します。

この要領で対象とする「受水槽水道」とは、①専用水道（居住人口101人以上又は給水量20m³/日超）に該当しない自家水を水源とする受水槽、②専用水道に該当しない受水槽であって自家水、その他水道を水源として混合している受水槽を指します。

（衛生確保対策）

第4 実態の把握等

- (1) 保健所は、所管区域内における飲用井戸等に係る地下水の汚染状況を環境部局と連携し、把握するよう努めるものとする。

所管区域とは、盛岡市の全区域を指します。

- (2) 保健所は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 保健所は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、設置者等の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。
- (4) 都道府県、市町村又は特別区（以下「都道府県等」という。）が飲用井戸等の適正な管理を図ることを目的として、保健所で受付けた飲用水試験の結果を求めた場合、その求めに応じ、当該情報を提供するものとする。この場合、情報提供できるのは、飲用水試験の依頼者から都道府県等への情報提供について同意が得られたものに限る。

水質試験結果の提供要件は次の2点です。

- ①都道府県等（都道府県、市町村又は特別区）への結果提供に、検査依頼者の同意があること。
- ②都道府県等からの飲用井戸等の適正な管理を図ることを目的とした情報提供依頼であること。

2 飲用井戸等の管理、水質検査等

保健所は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等の実施を指導するものとする。

(1) 飲用井戸等の設置

設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、給水開始前に水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）の水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

（参考）水質検査に関しては、本来は「水質基準項目」（令和8年度において52項目）の基準を満たすことが必要です。ただし、「飲用井戸等衛生対策要領の留意事項について（旧厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知、平成19年11月15日一部改正、健水発第1115002号）」に記載されている内容も参考とすることができます。この通知では、塩素消毒を行っている場合の消毒効果確認の重要性について記載されているほか、井戸等の給水開始前検査として、状況により次の項目を除外できるとしています。

「塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド（消毒副生成物）」

また、湖沼等水が停滞しやすい表流水を水源としない場合は、次の項目を省略できるとされています。

「(4 S, 4 a S, 8 a R)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4 a (2 H)－オール（別名ジェオスミン）及び1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ [2, 2, 1] ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボルネオール）」

(2) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の管理

ア 設置者等は、一般飲用井戸、業務用飲用井戸及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

イ 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸の蓋、水槽等）及び井戸周辺の清潔保持等について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

(3) 受水槽水道の管理

ア 受水槽水道は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。

イ 設置者等は、受水槽の周囲を常に清潔に保つこと。

ウ 設置者等は、受水槽水道の損傷等の有無及び状況等について、1年以内ごとに1回、定期的

に施設点検を行うこと。

エ 設置者等が施設点検を依頼する場合は、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うこと。

オ 設置者等は、受水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無等から判断して、受水槽の清掃を行うこと。

カ 設置者等が受水槽の清掃を依頼する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号に規定する事業の登録を受けた者等、それらを適正に遂行する能力が認められる者に対して行うこと。

キ 設置者等は、受水槽水道の末端給水栓における水の色、濁り、臭い、味等に異常が認められるときは、直ちに保健所に連絡してその指導を受けること。

(4) 飲用井戸等の定期及び臨時の水質検査

ア 設置者等は、飲用井戸等の定期及び臨時の水質検査を行うこと。

(ア) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。

(イ) 受水槽水道における定期の水質検査とは、給水栓における水の外観、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査をいう。

(ウ) 臨時の水質検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

イ 定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び受水槽水道にあつては1年以内ごとに1回行うこと。また、これ以外のものにあつても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。

(5) 水質検査機関

設置者等が飲用井戸等の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うこと。

(6) 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、使用者にその旨を周知するとともに保健所へ連絡し指導を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所へ連絡し指導を受けること。

3 汚染された飲用井戸等に対する措置

(1) 保健所は、前記2(6)ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等から連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見した場合は、速やかにその内容を調査するとともに、状況に応じて次に掲げる措置を講ずるよう設置者等を指導するものとする。

- ア 盛岡市水道その他水道への切替え
- イ 汚染されていない水源への切替え
- ウ 滅菌器の設置
- エ 飲用方法の変更その他必要な措置

「汚染されていない水源への切り替え」とは、例えば井戸については掘り直し（場所、深度、構造変更）が有効と考えられます。「飲用方法の変更」とは、汚染内容によりろ過や煮沸等による方法が考えられます。

(2) 前項の場合において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤やPFOS及びPFOAその他有害物質等による汚染が判明したときには、環境部局と連携して速やかに汚染経路、汚染原因、周辺地域の汚染状況等を調査し、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。